

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和4年度当初予算ベース】

令和元年10月1日より消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度風間浦村一般会計当初予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 24,500 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 287,778 千円

（単位：千円）

事業名	令和4年度 予算額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会 福祉	障害福祉事業	81,620	60,202	0	0	2,862	18,556
	高齢者福祉事業	29,885	0	0	1,306	3,819	24,760
	児童福祉事業	72,169	13,035	0	2	7,902	51,230
	母子福祉事業	5,076	1,000	0	0	544	3,532
	小 計	188,750	74,237	0	1,308	15,127	98,078
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	45,695	4,737	0	1,800	5,233	33,925
	国民健康保険事業特別会計繰出金	25,627	13,673	0	0	1,597	10,357
	後期高齢者医療特別会計繰出金	12,792	7,973	0	0	644	4,175
	小 計	84,114	26,383	0	1,800	7,474	48,457
保健 衛生	疾病予防対策事業	6,152	85	0	0	811	5,256
	健康増進対策事業	8,762	620	0	0	1,088	7,054
	小 計	14,914	705	0	0	1,899	12,310
合 計	287,778	101,325	0	3,108	24,500	158,845	